

元農振第3601号
令和2年3月30日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

） 殿

農林水産省農村振興局長

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について」等の一部改正について

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について」（平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知）及び「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」（平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、これに御留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いする。
なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について（平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施計画に係る運用</p> <p>1 市町村における調整</p> <p>市町村の農業振興地域制度担当部局及び農業委員会（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に基づき農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）にあつては、当該市町村の農地転用許可制度担当部局を含む。以下「市町村農業担当機関」という。）は、市町村の農村産業法担当部局から、農村産業法第5条第1項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）であつて、同条第2項第1号に規定する産業導入地区（以下「産業導入地区」という。）の区域に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地（農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）を含むものの作成又は変更にあたり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。</p> <p>特に、(3)②、④及び⑤に掲げる事項の確認にあつては、市町村農業担当機関は、当該市町村の区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、産業導入地区と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項</p> <p>① 農用地区域外での開発を優先すること</p> <p>基本方針1(3)アに基づき、市町村の区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。</p> <p><u>なお、やむを得ない理由の判断基準としては、例えば、既存の工場及び工業団地の敷地の拡張を行う場合において、生産拡大のためにこれと関連のある既存の生産ラインを増設することが必要であることその他の既存施設と一体的な土地利用が必要かつ適当と判断され、拡張用地の位置選定に任意性がないことなどが考えられる。</u></p> <p><u>また、道路、排水環境等のインフラ整備の状況や、増設される施設が周辺に振動や騒音の影響を与えるなどの当該施設の特異性が、拡張用地の位置選定にあつて考慮すべき事項となる場合もあると考えられる。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施計画の都道府県知事の同意</p> <p><u>農村産業法第5条第6項の規定に基づき、市町村が作成した実施計画に都道府県知事が同意する場合には、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点踏まえ、地域の実態に即して総合的に判断することが望ましい。</u></p> | <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施計画に係る運用</p> <p>1 市町村における調整</p> <p>市町村の農業振興地域制度担当部局及び農業委員会（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に基づき農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）にあつては、当該市町村の農地転用許可制度担当部局を含む。以下「市町村農業担当機関」という。）は、市町村の農村産業法担当部局から、農村産業法第5条第1項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）であつて、同条第2項第1号に規定する産業導入地区（以下「産業導入地区」という。）の区域に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地（農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）を含むものの作成又は変更にあたり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。</p> <p>特に、(3)②、④及び⑤に掲げる事項の確認にあつては、市町村農業担当機関は、当該市町村の区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、産業導入地区と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項</p> <p>① 農用地区域外での開発を優先すること</p> <p>基本方針1(3)アに基づき、市町村の区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>第3 農業振興地域整備計画の変更及び農地転用許可に係る運用</p> <p>1 農村産業法第5条第6項の規定による同意を受けた実施計画（以下「同意実施計画」という。）に基づく産業導入地区における導入産業の用に供する施設の整備にあたり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。また、農用地区域からの除外は、産業導入地区の</p> | <p>第3 農業振興地域整備計画の変更及び農地転用許可に係る運用</p> <p>1 農村産業法第5条第6項の規定による同意を受けた実施計画（以下「同意実施計画」という。）に基づく産業導入地区における導入産業の用に供する施設の整備にあたり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。また、農用地区域からの除外は、産業導入地区の</p> |

うち施設用地の区域について行うべきものであり、施設整備が具体化した段階で行うことが適当である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしているものとして、都道府県知事の同意を得なければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第4条第6項第3号から第5号まで並びに第5条第2項第3号から第5号までに規定する不許可事由に該当しないものでなければ、農地転用許可権者は行うことができない。

このため、市町村農業担当機関は、事業者による施設整備の円滑な実施の観点から、市町村の農村産業法担当部局と連携し、実施計画の作成又は変更に当たり市町村と事業者が調整した立地スケジュール等を踏まえ、事業者が施設を整備するための事業計画等について検討を開始する段階から、施設整備の構想に係る事業者からのヒアリング等を通じて、事業計画等の内容が農用地区域からの除外及び農地転用許可の要件を満たしたものなるよう、次のように調整することが望ましい。

(1) (略)

(2) (1)による事業者との調整等を行った上で、市町村農業担当機関は、農用地区域からの除外及び農地転用許可を行うことが適当と判断した根拠を示す資料等を都道府県農業担当部局に送付し、当該施設の用に供する土地が農振法施行令第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしていること並びに施設整備の内容が農地法第4条第6項第3号から第5号まで並びに第5条第2項第3号から第5号までに規定する不許可事由に該当しないことについて確認を求め、必要な調整を行う。ただし、指定市町村の農業担当機関にあっては、農地転用許可に係る都道府県農業担当部局との調整は要しない。

2・3 (略)

うち施設用地の区域について行うべきものであり、施設整備が具体化した段階で行うことが適当である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしているものとして、都道府県知事の同意を得なければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第4条第6項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号に規定する不許可事由に該当しないものでなければ、農地転用許可権者は行うことができない。

このため、市町村農業担当機関は、事業者による施設整備の円滑な実施の観点から、市町村の農村産業法担当部局と連携し、実施計画の作成又は変更に当たり市町村と事業者が調整した立地スケジュール等を踏まえ、事業者が施設を整備するための事業計画等について検討を開始する段階から、施設整備の構想に係る事業者からのヒアリング等を通じて、事業計画等の内容が農用地区域からの除外及び農地転用許可の要件を満たしたものなるよう、次のように調整することが望ましい。

(1) (略)

(2) (1)による事業者との調整等を行った上で、市町村農業担当機関は、農用地区域からの除外及び農地転用許可を行うことが適当と判断した根拠を示す資料等を都道府県農業担当部局に送付し、当該施設の用に供する土地が農振法施行令第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしていること並びに施設整備の内容が農地法第4条第6項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号に規定する不許可事由に該当しないことについて確認を求め、必要な調整を行う。ただし、指定市町村の農業担当機関にあっては、農地転用許可に係る都道府県農業担当部局との調整は要しない。

2・3 (略)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について（平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1 (略)</p> <p>第2 土地利用調整計画に係る運用</p> <p>1 市町村における調整</p> <p>市町村農業担当機関は、市町村の地域未来投資促進法担当部局から、地域未来投資促進法第11条第1項に規定する土地利用調整計画（以下「土地利用調整計画」という。）であって、同条第2項第1号に規定する土地利用調整区域（以下「土地利用調整区域」という。）に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地を含むものの作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。</p> <p>特に、(3)②イ、エ及びオに掲げる事項の確認に当たっては、市町村農業担当機関は、重点促進区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、土地利用調整区域と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 土地利用調整区域に農地を含める場合の調整方針</p> <p>ア 農用地区域外での開発を優先すること</p> <p>基本方針第1～(2)①に基づき、重点促進区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。</p> <p><u>なお、やむを得ない理由の判断基準としては、例えば、既存の工場及び工業団地の敷地の拡張を行う場合において、生産拡大のためにこれと関連のある既存の生産ラインを増設することが必要であることその他の既存施設と一体的な土地利用が必要かつ適当と判断され、拡張用地の位置選定に任意性がないことなどが考えられる。</u></p> <p><u>また、道路、排水環境等のインフラ整備の状況や、増設される施設が周辺に振動や騒音の影響を与えるなどの当該施設の特異性が、拡張用地の位置選定に当たって考慮すべき事項となる場合もあると考えられる。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>土地利用調整計画の都道府県知事の同意</u></p> <p><u>地域未来投資促進法第11条第3項の規定に基づき、市町村が作成した土地利用調整計画に都道府県知事が同意する場合には、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して総合的に判断することが望ましい。</u></p> <p>第3 地域経済牽引事業計画に係る運用</p> <p>都道府県知事は、地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）について、同項の規定による承認又は同条第8項の規定による同意をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項等の記載があるときは、同条第5項又は第9項に基づき、その内容が同法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画（以下「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認する必要がある。</p> <p>また、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域経済牽引事業計画</p> | <p>第1 (略)</p> <p>第2 土地利用調整計画に係る運用</p> <p>1 市町村における調整</p> <p>市町村農業担当機関は、市町村の地域未来投資促進法担当部局から、地域未来投資促進法第11条第1項に規定する土地利用調整計画（以下「土地利用調整計画」という。）であって、同条第2項第1号に規定する土地利用調整区域（以下「土地利用調整区域」という。）に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地を含むものの作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。</p> <p>特に、(3)②イ、エ及びオに掲げる事項の確認に当たっては、市町村農業担当機関は、重点促進区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、土地利用調整区域と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 土地利用調整区域に農地を含める場合の調整方針</p> <p>ア 農用地区域外での開発を優先すること</p> <p>基本方針第1～(2)①に基づき、重点促進区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 地域経済牽引事業計画に係る運用</p> <p>都道府県知事は、地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）について、同項の規定による承認又は同条第8項の規定による同意をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項等の記載があるときは、同条第5項又は第9項に基づき、その内容が同法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画（以下「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認する必要がある。</p> <p>また、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域経済牽引事業計画</p> |

(以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に基づく施設の整備に当たり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしていなければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第4条第6項第3号から第5号まで並びに第5条第2項第3号から第5号までに規定する不許可事由に該当しないものでなければ農地転用許可権者は行うことができない。

このため、地域経済牽引事業計画に記載された施設用地に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地が含まれる場合には、当該施設用地での施設の整備に関して農用地区域からの除外及び農地転用許可に係る措置を適用することが適当か否かについて、都道府県の地域未来投資促進法担当部局及び農業担当部局が次のように計画内容を確認の上、必要な調整を行うことが適当である。また、この確認及び調整について、都道府県農業担当部局は市町村農業担当機関と連携して行うことが望ましい。

1～3 (略)

第4・第5 (略)

(以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に基づく施設の整備に当たり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第8条第1項第3号柱書に規定する要件を満たしていなければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第4条第6項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号に規定する不許可事由に該当しないものでなければ農地転用許可権者は行うことができない。

このため、地域経済牽引事業計画に記載された施設用地に農用地区域内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地が含まれる場合には、当該施設用地での施設の整備に関して農用地区域からの除外及び農地転用許可に係る措置を適用することが適当か否かについて、都道府県の地域未来投資促進法担当部局及び農業担当部局が次のように計画内容を確認の上、必要な調整を行うことが適当である。また、この確認及び調整について、都道府県農業担当部局は市町村農業担当機関と連携して行うことが望ましい。

1～3 (略)

第4・第5 (略)